

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

告 示

ページ

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (農林水産経営支援課)	一
○国土調査の成果の認証 (地域復興支援課)	二
○生活保護法による指定介護機関の指定 (社会福祉課)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)	四
○県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課)	四
○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	四
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (建築宅地課)	五
○平成二十九年個人情報保護条例の運用状況 (県政情報・文書課)	五
○平成二十九年度情報公開条例の施行状況 (同)	六
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	七
選挙管理委員会	
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十七年分)	七
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十八年分)	八

規 則

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

正 誤

○宮城県公報第二九八四号(平成三十年八月十四日付け)中

八

八

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二十三号を削り、同項第二十四号中「第二百三十一条第二十二号」を「第二百三十一条第二十一号」に、「様式第六十号」を「様式第五十九号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同条第四項第一号中「様式第六十一号」を「様式第六十号」に改め、同項第二号中「様式第六十二号」を「様式第六十一号」に改め、同項第三号中「様式第六十三号」を「様式第六十二号」に改め、同項第四号中「様式第六十四号」を「様式第六十三号」に改める。

第四条第一項中「様式第六十五号」を「様式第六十四号」に改め、同条第二項中「様式第六十六号」を「様式第六十五号」に改める。

第五条中「様式第六十七号」を「様式第六十六号」に改める。

第八条中「様式第六十八号」を「様式第六十七号」に改める。

様式第五十四号中「農事協同組合」を「農事協同組合(農事協同組合人)の名称」に改める。

様式第五十九号を削る。

様式第六十号中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第21号」に改め、同様式を様式第五十九号とする。

様式第六十一号を様式第六十号とし、様式第六十二号から様式第六十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第八百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
 認証した。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

川崎町

二 調査を行った時期

平成二十八年度から平成二十九年度まで

三 成果の名称

川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡川崎町大字川内字大鳥谷山、同字細工小屋の一部、小野字権現森山、同字大塚山

五 認証年月日

平成三十年十月一日

○宮城県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大崎調剤薬局大宮店	大崎市古川大宮五丁目一番二十四号	有限会社健康堂薬局	大崎市古川駅前大通一丁目六番二号	平成三十年四月一日
大崎調剤薬局古川東店	大崎市古川李埜一丁目一二十二	有限会社健康堂薬局	大崎市古川駅前大通一丁目六番二号	平成三十年四月一日
正明薬局調剤センター	大崎市古川諏訪二二一四十	株式会社ウィーズ東北U	大崎市古川諏訪二二一四十	平成三十年六月一日
仙台調剤栗原店	栗原市築館宮野中央二一三二二十四	シップヘルスケアファーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成三十年四月一日

二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤栗原店	栗原市築館宮野中央二一三二二十四	シップヘルスケアファーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成三十年四月一日

○宮城県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
						あん暖手ナースステーション	石巻市須江字しらさぎ台三丁目三番八号メゾン・ド・エグレットB一〇一・一〇二 石巻市渡波字上榎壇二二九一	株式会社国土コンサルテイング	石巻市三輪田字新寺前字五十六番地	平成三十年七月一日
						社会福祉法人栗原市社会福祉協議会 会居宅介護支援事業所	栗原市築館薬師三丁目六番二号	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	栗原市築館薬師三丁目六番二号	平成三十年八月一日
						社会福祉法人栗原市社会福祉協議会 会訪問介護事業所	栗原市築館高田二丁目六番三十一号	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	栗原市築館薬師三丁目六番二号	平成三十年八月一日

○宮城県告示第九百一七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二七〇〇六七七	こども発達センターあかいしの森 居宅発達支援「にじ」 富谷市明石台七丁目二番地一	居宅訪問型児童発達支援	認定NPO法人さわおとの森	平成三十年十月一日

○宮城県告示第九百一七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年十月五日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一二〇〇〇三三〇	すてつぷ 登米市石越町南郷字小谷地前一	就労定着支援	医療法人財団 姉齒松風会	平成三十年十月一日
○四一一五〇〇六〇六	アビリティーズ ジャ 大崎市古川沢田字筒場浦十五番イオンタワー古川内	就労定着支援	アビリティーズ ジャ スコ株 式会社	平成三十年十月一日
○四一一五〇〇八〇四	鳴子地域福祉事業所 まるちゃん家の上 百三十七番地六	就労継続支援B型	企業組合労働協 会 センター事業 団	平成三十年十月一日
○四一一二二一〇〇二三	アビリティーズ ジャ スコ大河原センター 柴田郡大河原町字新 東二二一四	就労定着支援	アビリティーズ ジャ スコ株 式会社	平成三十年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二二六三〇〇三〇	アイエスエフネット ライフ松島 宮城郡松島町高城字 町七十七	就労定着支援	株式会社アイ エスエフネッ トライフ	平成三十年 十月一日
------------	---	--------	--------------------------	---------------

〇宮城県告示第九百三〇号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二二一〇〇〇七五	蔵王すずしろ 刈田郡蔵王町遠刈田 温泉字七日原一―七 百二十九	廃止する指定障害 福祉サービスの種類 就労継続支援 A 型	設置者名 社会福祉法人 はらから福祉 会	平成三十年 九月三十日
------------	--	--	-------------------------------	----------------

〇宮城県告示第九百四〇号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

南鹿原地区

二 処分の年月日

平成三十年九月二十五日

〇宮城県告示第九百五〇号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市外浜一の二・三の二・一の一の二・一四の二・六三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

〇宮城県告示第九百六〇号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備えて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 届出者の名称
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
- 二 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - 1 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号
 - 2 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
 - 3 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作十六番百四十一号
 - 4 群馬県沼田市白沢町上古語父字天神甲九百三十八
- 三 変更しようとする年月日
平成三十年十月一日

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、平成二十九年における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,292件
- 2 開示請求の件数及びその決定内容

受付件数	決 定 内 容					
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否拒否	文書不存	その他
437	56	153	25	1	148	54
						0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否拒否	文書不存	その他
実施機関名							
知 事	28	8	9	0	1	9	1
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	251	36	15	25	0	135	40
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	4	4	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	148	2	129	0	0	4	13
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 院 人 権 機 構	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 院 法 政 院 人 院	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 県 立 こ ど も 病 院	0	0	0	0	0	0	0
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学	6	6	0	0	0	0	0
合 計	437	56	153	25	1	148	54

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	処 理 状 況						
		計			取下げ			
		却下	棄却	一認部容	一認部容	認容	審理中	
3	1	4	0	1	0	0	2	1

(2) 概要

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成28年7月13日	物件事故報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	棄 却
平成28年11月17日	児童虐待記録関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	取 下 げ
平成28年11月17日	児童虐待記録関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	取 下 げ
平成29年10月2日	優生手術関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	審 理 中

- ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件
 - 4 口頭による開示請求の件数 45,418件
 - 5 訂正請求の件数及びその決定内容 0件
 - 6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
 - 7 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件
 - 8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
 - 9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
 - 10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件
- 情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により、平成二十九年における条例の施行の状況を次のとおり公表する。
- 平成三十年十月五日

宮城県知事 杉 井 肇 郎

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容					
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
1,508	900	304	10	8	91	195
						0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					
		開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
実施機関名							
知 事	1,331	860	242	7	4	61	
公 営 企 業 管 理 者	9	0	5	0	0	1	
教 育 委 員 会	86	22	25	2	1	18	
選 挙 管 理 委 員 会	18	7	9	0	0	1	
人 事 委 員 会	4	1	1	0	0	0	
監 査 委 員 会	2	0	1	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	39	6	17	1	3	5	
労 働 委 員 会	3	0	1	0	0	0	
収 用 委 員 会	1	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	0	0	0	0	0	

地方独立行政機関	4	3	0	0	0	0	1	0
地方独立行政法人	1	0	0	0	0	0	1	0
公立大学法人	2	1	0	0	0	0	0	1
宮城県住宅供給公社	3	0	2	0	0	0	1	0
宮城県道路公社	2	0	1	0	0	0	1	0
宮城県土地開発公社	1	0	0	0	0	0	1	0
合 計	1,508	900	304	10	8	91	195	

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 下	棄 却	一 部 認 容		
異議申立て	4	0	4	0	1	1	2	0
審査請求	3	5	8	0	3	0	0	5
計	7	5	12	0	4	1	2	5

(2) 概要

イ 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。)に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成27年8月21日	工事詳細設計業務報告書関係文書に係る行政文書非開示決定に対する異議申立て	認 容

平成27年10月23日	教科書採択議事録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	認 容
平成28年3月7日	核燃料税関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成28年3月7日	住宅共益費関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て	棄 却
平成28年8月18日	建設業指導関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	棄 却
平成29年1月5日	産業廃棄物処理指導関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	棄 却
平成29年2月16日	出動要請報告書関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	棄 却
平成29年7月19日	談合情報関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成29年7月28日	調査業務者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成29年12月5日	体罰事故報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年2月20日	特別市慰金関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年3月1日	優生手術関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの (取り下げられたものを除く。) 0件

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(一区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称 富谷市明石台四丁目五番一、五番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 仙台市泉区八乙女四丁目一番地の三
株式会社日枝

選挙管理委員会

○阿部健一郎氏(電話四十七号)

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部の平成二十七年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中

「2 支出総額 22,419,528」や「2 支出総額 22,424,028」に

4 支出の内訳中

「政治活動費 9,180,208」を「政治活動費 9,184,708 に改める。

組織活動費 2,981,790」を組織活動費 2,986,290」に改める。

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 28,103,567」を「1 収入総額 28,099,067」に改める。

前年繰越額 8,033,647」を前年繰越額 8,029,147」に改める。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第140号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成30年10月5日

宮城県公安委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員の資格又は他の運転免許に係る技能検定員の資格として取得しようとする者	平成30年11月7日から 平成30年12月27日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成29年、30年度了した自動車センター中央研修所を修了した者等により資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成30年10月5日（金）から平成30年10月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成30年10月5日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時

15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

正 誤

○宮城県公報第二九八四号（平成三十年八月十四日付け）中

ページ

上 段

十二 行

構造計算適合性判定の業務を行う
事務所の所在地

住所

誤